

## 若草寮を支える会会則(案)

### (名称)

第一条 本会は「若草寮を支える会」と称する。

### (目的)

第二条 本会は子どもの人権条約を体して、子どもたちを物心両面から支援し、社会人として自立することを促す諸活動を支援することを目的とする。

### (事務所)

第三条 事務局は若草寮に置く。

住所 東京都渋谷区幡ヶ谷3-4-9

電話 03-3377-6445

### (会費)

第四条 第二条の目的に賛同する人は年会費 1 口個人 2,000 円、学生 1,000 円、団体 5,000 円を持って入会し会員となる。(2 口以上加入も可)

### (運営)

第五条 本会は会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名、監事 2 名の役員を置く。また、顧問を置くことができることとする。

(二) 本会の運営は、役員のほかに地域の方若干名、および事務局によって構成される運営委員会が行う。

### (役員の選出方法及び任期)

第六条 本会の役員は、総会において推薦され承認を得る。任期を 2 年とする。再任を妨げない。

### (会の報告と広報)

第七条 年 1 回総会を開き会の運営について会員に報告するものとする。また、必要に応じて広報活動を行い、事業の状況を広く伝え、若草寮および児童福祉への理解を深める活動を行うものとする。

附則 この会則は、平成21年6月27日より実施する。